

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

報 告 書

2012（平成24）年3月

川崎市／川崎市子どもの権利委員会

はじめに

川崎市が2001（平成13）年4月に全国に先駆けて、「川崎市子どもの権利に関する条例」を施行してから10年が経ちました。

これまで、この条例に基づいて子どもの権利保障を図るために「子どもの権利に関する行動計画」を3か年の計画期間で策定し、2011（平成23）年から第3次計画を進めているところです。第2次計画で取り組んできた子どもの相談・救済の充実と子どもの居場所作りに関する施策を継承し、より体系的総合的に推進していくよう努めています。

この「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子どもに関する施策を進めるにあたり、施策の進行状況を検証するために3年ごとに実施しております。今回は4回目になりますが、3回目（2008年）までの調査によると、条例の認知度が年々下がっていることがわかりました。

そこで2010（平成22）年12月には第4期川崎市子どもの権利委員会に対し、「子どもの権利条例の広報・啓発について」を諮問いたしました。子どもの権利の保障を推進するためには、子どもの権利条例が理解され、その仕組みが活用されることが必要です。どのようにすれば子どもをはじめ市民の中で子どもの権利条例の認知度が高まるかを、現在、子どもの権利委員会において調査審議していただいているところです。

昨年2011（平成23）年は東日本大震災が発生し、被災地では多くの子どもたちも被災し、川崎市へ避難してくる子どもたちもいました。全ての子どもたちが、その権利を保障され、自分らしくいきいきとした豊かな暮らしを続けることができるようになるためにも、「川崎市子どもの権利に関する条例」の果たす役割は大切なものと考えております。

最後になりましたが、郵送によるアンケートにお答えいただいた子どもたちや市民の皆様、学校や施設の職員の皆様、また、ヒアリング調査に御協力いただいた子どもたちや関係機関の皆様に心より感謝いたします。

2012（平成24）年3月

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市子どもの権利委員会は、川崎市子どもの権利条例に基づいて設置され、子どもの権利の視点から、子どもに関する市の施策を検証する第三者機関です。第4期を迎える今期の委員会は、2010（平成22）年に市長から、「川崎市子どもの権利条例の広報・啓発」に関して諮詢を受け、川崎市子どもの権利条例の広報と、条例及びそこで示されている子どもの権利の啓発、普及について検証を行っています。

検証にあたっては、条例や子どもの権利についての子どもやおとの意識、子どもの状況を踏まえる必要があることから、委員会は市と共同で、子ども、おとな、職員を対象としたアンケートなどの調査を実施しました。このような調査は4度目となります。今回の調査では、①諮詢内容である「川崎市子どもの権利条例の広報・啓発」についての現状を把握すること、②子どもの権利条例に関する実態の継続的なデータを得ることに特に留意しました。

アンケートから得られたデータ・自由記述の分析にあたっては、①川崎市子どもの権利条例の認知度や啓発の手段、子どもの生活における条例および子どもの権利の普及状況の把握に努めるとともに、②過去3回のデータ、さらに子ども・おとな・職員との意識の差に注意して比較をしました。また、③これまでの調査で、子どもの権利の状況と子どもの自己肯定感が相互に関係が深いことがわかつてきましたので、今回、「自己評価度」という形で、子どもの自己肯定感をより精緻なものにし、これをもとに分析することを試みました。また、④アンケート調査では必ずしも把握しきれない個別の支援を必要とする子どもたちについて、これまでの調査と同様、ヒアリング調査も行いました。

ところで、調査を行っている最中の2011（平成23）年3月11日に、東日本大震災が発生し、たくさんの人が被災され、多くの被害が生じました。福島原発事故のことも含めて、忘れることのできないつらい経験として私たちの歴史に刻まれることになるでしょう。川崎市にも、子どもを含めてたくさんの人が被災地から避難されてきました。子どもの権利委員会では、災害時に子どもにどのような配慮が必要とされ、子どもの権利はどういうに保障されるべきかについて多くの課題も意識されましたが、この報告書では、川崎市への被災地の子どもの避難状況の客観的データのみ巻末に掲載しております。

子どもの権利委員会では、この調査結果を今後の検証に活かしていくますが、この報告書が子どもに関わる取組、施設の運営、市民の活動等に幅広く活用されることも希望しています。

最後になりましたが、この調査に御協力いただいた子どもをはじめとした市民および職員の皆様に心より感謝申し上げます。

2012（平成24）年3月

川崎市子どもの権利委員会委員長 野村武司

目 次

はじめに

第1部 アンケート調査

I 調査概要	1
II アンケート調査の結果	
1 子どもの権利条例について	5
2 子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所、差別等）	3 4
III 自己評価（自己肯定感）からみた子どもの特徴	
1 自己評価に関する項目の分析	8 2
2 自己評価得点との関わり	8 4
3 川崎市子どもの権利に関する条例についての自由記述と自己評価	9 1
IV 自由記述	
1 子どもの自由記述について	9 4
2 おとなの自由記述について	1 0 6
3 職員の自由記述について	1 1 6
V アンケート調査結果から見えてきたこと	1 2 2

第2部 ヒアリング調査

I 調査概要	1 2 8
II ヒアリング調査の結果	
1 児童養護施設等に入所している子ども	1 3 0
2 多様な文化的背景を持つ子ども	1 4 0
3 障がいのある子ども	1 4 8
4 不登校の子ども	1 5 0

参考資料

1 単純集計表（子ども、おとな、職員）	1 5 6
2 調査票一式（協力依頼文、質問票）	1 8 0
3 ヒアリング調査時アンケート用紙	2 0 7
4 東日本大震災被災者への対応と避難世帯及び子どもの避難状況	2 0 8
5 川崎市子どもの権利に関する条例	2 1 0
6 第4期川崎市子どもの権利委員会委員名簿	2 1 8

本報告書中の「条例」または「子どもの権利条例」という記述は、特に断りなければ、「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。